

平成25年7月5日

(一社) 長崎県建設業協会会長 様

長崎県土木部監理課長



夏季期間における職員の特例勤務の導入について (通知)

～ サマータイムの導入 ～

今夏においても電力需給は厳しい状況であり、九州電力からの節電の協力を要請されたことから、県庁としても、「長崎県庁節電実行計画(平成25年度通年版)」を策定し、特に夏季期間においては、昨夏に引き続き強力的に節電に取り組むこととし、その一環として、下記のとおり、勤務時間等を変更することといたしましたのでお知らせします。

つきましては、期間中、何かとご不便をおかけすることとは存じますが、取組の趣旨をご高察賜り、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

記

1 勤務時間

8時30分～17時15分 (従来 9時～17時45分)

2 休憩時間

12時30分～13時30分 (従来 12時～13時)

※本庁のみ実施。振興局・地方機関については勤務時間の変更のみ。

3 実施時期

平成25年7月16日(火)～9月27日(金)

4 対象外の施設、機関

(1)教育機関

佐世保看護学校、高等技術専門校(長崎・佐世保)、農業大学校

(2)専門性特殊性のある施設、機関

東京事務所、大阪事務所、消費生活センター、こども医療福祉センター、開成学園、農林技術開発センター(畜産研究部門)、肉用牛改良センター、空港管理事務所(福江、壱岐、対馬) 等

(3)その他

対馬振興局税務課、農林整備課、林業課については対馬市役所の勤務時間とあわせて8時45分～17時30分に変更。